



新しい流れ



従来からの流れ

一般の方からの相談の目安

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日間持続（高齢者・基礎疾患のある方では2日間持続）する又は強いだるさや息苦しさがある

一般医療機関からの相談の目安

- 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合等であり、かつ
- 医師が新型コロナウイルス感染症と鑑別するために必要な検査のうち当該医療機関で実施可能であるものが陰性の場合

電話相談

- 医師が紹介受診票を作成し、その内容を電話連絡

高知県・高知市新型コロナウイルス健康相談センター

TEL 088-823-9300

午前9時～午後9時（平日・土日祝）

- 医療機関からの紹介受診票の情報を踏まえ、より詳細な検査等が必要であるときと認められるときは、帰国者・接触者外来を案内

保健所等  
検査の可否を判断し受診調整

帰国者・接触者外来での診察・検体採取

問診後、感染性物質輸送規則に関するガイダンスに準拠して検体採取・輸送

- 初診料、検体採取料、判断料、その他の検査（胸部X線、インフル簡易検査等）相当分を保険請求し、自己負担額は受診者から徴収
- ただし、PCR検査のための検体採取のみ行い、結果の説明を帰国者・接触者外来以外で行う場合は、あらかじめ締結した契約に基づき公費で支弁

- 行政検査として検体検査実施
- 初診料、検体採取料相当分を公費で支弁

※ 当面はPCR検査を県衛生環境研究所で無料実施

検査機関（民間検査会社等）

※検査機関への検体郵送の体制等が整い次第別途通知予定

- 検査結果通知

県衛生環境研究所

- 保健所等から検査結果通知

医師が新型コロナウイルス感染症の診断・患者告知

- 感染症法第12条に基づく届出

最寄りの保健所等（入院の可否の判断と積極的疫調査の実施）

重症

感染症指定医療機関等に入院  
（保健所等で入院調整）

軽症

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関等に入院  
（保健所等で入院調整）

症状軽快48時間後、PCR陰転化を12時間以上あけて連続2回確認

退院・療養終了